

「無料」という言葉に騙されない！ 広告詐欺が増えています！

〒700-0817 岡山市北区弓之町2番15号弓之町シティセンタービル6階

小林裕彦法律事務所 代表弁護士 小林 裕彦

TEL:086-225-0091 FAX:086-225-0092

1 求人広告掲載料の詐欺が増加しています。

最近多い相談として、無料を謳って求人広告への掲載を申し入れ、無料期間終了時に自動更新が行われて、多額の広告料が請求されるという事案があります。

広告掲載を申し入れる業者は、電話で何度も「無料」ということを前面に押し出して契約をすることを求めてきます。場合によっては、「無料期間終了後に解約ができる。」「自動更新前にこちらから連絡します。」と云ってくる業者もいます。

しかし、実態として、無料期間満了後に当然のように自動更新がされます。しかも契約にあたっては、自動更新について契約書には記載がきちんとあるものの、説明を一切していないケースがほとんどです。



2 簡単に契約書にサインしない！

いくら騙されたと言っても、契約書には自動更新の定めがある以上、その定めがある契約書にサインしてしまえば、自動更新があることを前提として契約が成立したと客観的には評価できます。

そのため、自動更新の条項がある場合にはそもそも契約書にサインしてはいけません。

会社は事業者であるため、消費者契約法のような、いわば事業者を守ってくれる特別な法律はないのです。



3 実際に請求されてしまったら

実際に金銭請求がされた場合には、詐欺や錯誤を理由に契約の取消しを主張することになります。しかし、契約前のやり取りを電話でしていたなどの理由でやり取りが残っておらず、立証が困難なケースが多いです。また仮に取消しが認められるような事案でも、請求額の一部の支払いによる示談を求めてくるケースもあり、簡単に請求を否定できるというわけにはいきません。

また万が一契約が有効に成立していたと判断された場合に備えて、解約の意思表示をしておくべきです。意思表示は到達することで効力を有するため、内容証明郵便を利用するなどして、解約の意思表示の存在を争われないようにすべきです。